

電力広域的運営推進機関

2 0 2 4 年度

〔 自 2 0 2 4 年 4 月 1 日
至 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 〕

独立監査人の監査報告書（財務諸表）				
貸	借	対	照	表
損	益	計	算	書
注				記
財	産	目		録

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 友 康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前 川 和 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、電力広域的運営推進機関(以下「機関」という。)の定める会計規程(2024年4月1日施行)第43条の規定に基づき、機関の2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度の財務諸表、すなわち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、電気事業法(昭和39年法律第170号)、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令(平成27年経済産業省令第12号)、会計規程及び会計・調達業務の細則に関する規程(2025年4月1日施行。以下「会計細則」という。また、会計規程と合わせて、以下「会計規程等」という。)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(会計細則第40条及び41条に定める会計処理を除く。)に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機関から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、会計規程等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続組織の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、会計規程等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における機関の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続組織を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機関は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、会計規程等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

機関と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上